

龍ケ崎市指定金融機関の指定に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

(1) 件 名

龍ケ崎市指定金融機関の指定

(2) 目 的

龍ケ崎市の指定金融機関については、令和元年10月1日から輪番制を採用してきました。

金融機関による競争の促進や市民サービスの向上を意図して導入した輪番制でしたが、市民や事業者に対しては、指定金融機関が交替するたびに入金等に要する手続きに変更が生じ、少なからず影響が生じていました。

また、市の事務としても、指定金融機関が交替する際は、その都度、協定書の締結や各種の変更手続き、委託料等の支払を要し、金融機関によって異なる事務手順などによって、一定の負担が生じていました。

このような状況から業務を安定的、効率的に行うため、輪番制を単独制に改めることとし、公募型プロポーザル方式を用いて指定金融機関の指定を行います。

なお、業務協定については、指定金融機関の指定後に締結するものとし、期間は1年とします。その後の協定は、龍ケ崎市と指定金融機関の双方に協議すべき事項がない場合は、1年の自動更新をするものとします。

協議すべき事項がある場合は、3か月前までに相手方に通知するものとします。

また、協定を解除しようとするときは、その6か月前までに通知し、龍ケ崎市と指定金融機関が協議するものとします。

(3) 業務内容

龍ケ崎市指定金融機関業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行場所

龍ケ崎市3710番地（龍ケ崎市会計課）

(5) 指定期間

令和9年10月1日から

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ケ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ケ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ケ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ケ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは第38条又は龍ケ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年龍ケ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。

- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の未納額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 公募開始の日の時点で龍ヶ崎市内に本店又は支店（銀行法（昭和56年法律第59号）第8条第1項等に規定する支店として設置されるものをいう。）を有していること。
- (10) 令和5～7年度において、龍ヶ崎市又は他の地方公共団体の指定金融機関として指定された実績を有していること。

3 日程（全体スケジュール）

項 目	日 程
公募の開始	令和8年7月13日
質問の受付期限	令和8年7月21日
質問に対する回答	令和8年7月24日
参加申込書等の提出期限	令和8年8月4日
参加資格要件の審査結果通知	令和8年8月17日
企画提案書の提出期限	令和8年8月31日
企画提案書等の審査（プレゼンテーション含む）	令和8年10月初旬 *予定
優先交渉権者及び次点者の選定	令和8年10月中旬 *予定
審査結果の通知及び公表	令和8年10月中旬 *予定
議会の議決	令和8年12月 *予定
協定締結	令和8年度末までに *予定

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和8年7月21日 午後4時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、送信後、提出先（会計課）に速やかに電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市 会計課 会計審査グループ
E-mail kaikai★city.ryugasaki.lg.jp
★を@に変えてメールを送信してください。
TEL 0297-64-1111 内線243
- (5) 回答日 令和8年7月24日
- (6) 回答方法 龍ヶ崎市公式ホームページにて公表
- (7) 留意事項
 - ① 指定する提出方法以外の方法による質問については受付及び回答をしない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。
 - ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると龍ヶ崎市が認めた質問については回答しないことがある。
 - ⑤ 質問への回答は実施要領と同等の効力を持つ。

5 参加申込書の受付

(1) 提出書類・必要部数

①公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号） 正本1部、副本1部

②添付書類 正本1部、副本1部

ア 会社概要書（様式第3号）

イ 業務実績書（様式第4号）

ウ 業務実施体制調書（様式第5号）

エ 再委託調書（様式第6号）

③国税の納税証明書（その3の3） 1部（正本に添付）

④市税の完納証明書又は滞納無証明書 1部（正本に添付）

※龍ヶ崎市役所本庁舎1階市民窓口課にて証明書を取得すること。

(2) 提出期限 令和8年8月4日 午後4時

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市 会計課 会計審査グループ

(5) 留意事項

① (1)③及び④については、提出日から3ヶ月以内の発行日のものとする（写し可）。なお、④については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に提出すること。

② 添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

6 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和8年8月17日を予定している。

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類・必要部数

① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届（様式第7号）

正本1部、副本8部

② 添付書類 正本1部、副本8部

ア 企画提案書（任意様式）

イ 指定金融機関業務要件確認書（様式第8号）

ウ 見積書（様式第9号）

エ ○○に係る見積書（任意様式）

※龍ヶ崎市が業務要件確認書に示している事項について関連して有意と思われる事項がある場合に提出してください。

オ ディスクロージャー誌（令和8年3月期）の掲載場所を示すURLの提示（詳細に）

(2) 提出期限 令和8年8月31日 午後4時

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市 会計課 会計審査グループ

(5) 企画提案書等の記載方法

①企画提案書

ア 企画提案書はA4サイズとし、両面印刷とすること。これによりがたい場合はA3折込み（片面印刷）とすること。50頁以内。

イ 企画提案書は、任意様式とするが、龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係る企画提案書作成要領に示す事項を掲載すること。

ウ 添付書類にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

②見積書

ア 見積書には、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記載すること。

イ 仕様書、企画提案書及び指定金融機関業務要件確認書（様式第8号）の内容に基づき、すべての経費を見積もること。

ウ 見積書（様式第9号）には、企画提案書類提出時現在の額を記載すること。

エ 見積書（様式第9号）以外に見積を提出したい場合は、次のとおりとする。

(ア) 「〇〇に係る見積書」と題し、任意の様式で提出すること。

(イ) 金額は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記載すること。

(6) 留意事項

① 企画提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出すること。

② 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合は、企画提案を辞退したものとみなす。

8 企画提案の審査

(1) プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）のプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

①実施日時等

ア 実施日 令和8年10月初旬（予定）

イ 実施場所 龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

②留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も認めない。

イ 制限時間は50分以内とし、内訳は、事前準備（5分以内）、プレゼンテーション（30分以内）、ヒアリング（質疑応答）（15分以内）とする。プレゼンテーションの終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は5名以内とし、原則として、説明は様式第5号で示した業務責任者が行うこと。

エ プレゼンテーション等に必要な備品（プロジェクター等）は、提案者が用意すること。（龍ヶ崎市備え付けのプロジェクターの利用も可能です）

オ プレゼンテーションの実施順は、企画提案書等が龍ヶ崎市会計課へ提出された順に、くじ引きを行って決定する。郵送による企画提案書等の提出が最も早い場合は、会計課以外の職員の立ち会いのもと事務局がくじ引きを代行するものとする。

カ プレゼンテーション等は、非公開とする。

(3) 審査の実施

委員会は、企画提案の内容及びプレゼンテーション等について、龍ヶ崎市指定金融機関選定審査基準（以下「選定基準」という。）に基づき、審査を行う。

(4) 優先交渉権者の選定方法

- ア 委員の選定基準に基づく評価を合算し、これを委員の人数で除した数字を得点とし、得点第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、得点第2位の者を次点の優先交渉権者として選定する。得点のうち、小数点以下については、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの表記とする。
 - イ 得点第1位の者が2人以上いる場合には、選定委員会において、優先交渉権者となる1者を選定する。
 - ウ 業務の質を担保するため、評価における要求基準点（600点/1,000点満点）を設けるものとし、要求基準点未満の評価であった者は、総得点が第1位であっても、優先交渉権者として選定しない。
 - エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、要求基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。
- (5) 選定基準 概要は別添のとおり

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和8年10月中旬を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者及び次点の優先交渉権者の商号

10 協議・指定金融機関の指定

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、改めて優先交渉権者と仕様等について協議を行ったのち、令第168条第2項の規定に基づき、龍ヶ崎市議会の議決を経たうえで指定金融機関として指定するものとする。

なお、協定は、指定金融機関としての事務を適正かつ円滑に遂行できるよう準備期間を含めた期間で締結するものとする。具体的な協定締結は、債務負担行為を設定していることから、令和8年度末までに完了することをプロポーザル参加の条件とする。

なお、優先交渉権者と協議が調わない場合には、次点の優先交渉権者と協議及び指定を行うことができるものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) 契約締結日までに参加資格要件を欠いた者

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加者又は提案者の負担とする。
- (2) 市へ提出された書類は返却しない。
- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提出者が行う。

- (7) 参加者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。

13 担当部署（龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係るプロポーザル選定委員会事務局）

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市 会計課 会計審査グループ 担当：富樫、興津

T E L 0297-64-1111（内線243、244）

F A X 0297-60-1579（会計課備付）

E-mail kaikei★city.ryugasaki.lg.jp

★を@に変えてメールを送信してください。

(様式第 1 号)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所 在 地
商 号
代 表 者 職 氏 名

質 問 書

龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係る公募型プロポーザル方式について、次のとおり質問いたします。

質問項目	質問内容

(注) 記入欄が不足する場合には複写して作成すること。

(様式第2号)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所 在 地
商 号
代 表 者 職 氏 名

印

公募型プロポーザル方式参加申込書

龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係る公募型プロポーザル方式に参加したいので、下記のとおり提出書類を添え、申込みます。なお、実施要領に定めるすべての参加資格要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 件 名 龍ヶ崎市指定金融機関の指定
2. 添付書類
 - (1) 会社概要書(様式第3号)
 - (2) 業務実績書(様式第4号)
 - (3) 業務実施体制調書(様式第5号)
 - (4) 国税の納税証明書(その3の3) 1部(正本に添付)
 - (5) 市税の完納証明書又は滞納無証明書 1部(正本に添付)
 - (6) 再委託調書(様式第6号)

(担当)
部署名
氏 名
TEL
FAX
E-mail

(様式第3号)

会社概要書

2026年3月期現在

資本金							百万円
自己資本比率	適用基準	国際統一 ・ 国内					
		連結		%	単体		%
不良債権比率		連結		%	単体		%
	破産更生債権額			百万円			百万円
	危険債権額			百万円			百万円
	要管理債権額			百万円			百万円
	総与信残高			百万円			百万円
当期純利益							百万円
純資産							百万円
預金残高							百万円
貸出金残高							百万円
預貸率							%
預証率							%
信用格付	格付会社名			発行体 格付			
				格付の 方向性			
	格付会社名			発行体 格付			
				格付の 方向性			
従業員数	総数						人
	うち龍ヶ崎市内 の支店に配属の 従業員数	正社員					
		パート行員					
		その他					

※1 各種数値は、ディスクロージャー誌掲載のものを引用すること。

2 率については、もととなる数値、計算式等を別途添付すること。

(様式第4号)

業 務 実 績 書

1	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
2	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
3	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
4	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
5	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
6	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
7	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
8	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
9	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
10	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
33	地方公共団体名		単独・輪番制の別	単 独 ・ 輪 番
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

(注) 令和5年度から令和7年度において、地方公共団体の指定金融機関の指定を受けた実績があること。

※記載欄が足りない場合は、表組を追加すること。

(様式第5号)

業 務 実 施 体 制 調 書

分 類	氏 名	所 属 ・ 職 名	〇 〇 〇 〇
業務責任者			
担 当 者 (〇〇担当)			
担 当 者 (〇〇担当)			

：

(注) 指定金融機関に関する業務責任者及び担当者は、自社において6ヶ月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

※記載欄が足りない場合は、表組を追加すること。

(様式第6号)

再委託調書

再委託する業務内容	再委託先の所在地及び商号	再委託する理由 (企業の技術的特性等)

：

(注) 協力会社等へ業務の一部を再委託する場合にのみ記入し、提出すること。
なお、主たる業務を再委託することは認めない。

(様式第7号)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所 在 地
商 号
代 表 者 職 氏 名

印

公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届

龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係る公募型プロポーザル方式に係る企画提案書等を提出いたします。
なお、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 件 名 龍ヶ崎市指定金融機関の指定
2. 添付書類
 - (1) 企画提案書
 - (2) 指定金融機関業務要件確認書(様式第8号)
 - (3) 再委託調書(様式第9号)
 - (4) 見積書(様式第10号)
 - (5) 参考見積書(任意様式)

(担当)
部署名
氏 名
TEL
FAX
E-mail

(様式第9号)

見 積 書

1 龍ヶ崎市指定金融機関口座振込手数料等

経費項目	経費種別	単価等
収納に係る経費	窓口収納事務（納付書）取扱手数料単価	
支出に係る経費	口座振込手数料単価【データ伝送】自店宛	
	口座振込手数料単価【データ伝送】本支店宛	
	口座振込手数料単価【データ伝送】他行宛	
	口座振込手数料単価【帳票】自店宛	
	口座振込手数料単価【帳票】本支店宛	
	口座振込手数料単価【帳票】他行宛	
	訂正手数料【データ伝送】	
	訂正手数料【帳票】	
	組戻し手数料【照会不要】	
	組戻し手数料【データ伝送】	
	組戻し手数料【帳票】	

経費項目	経費種別	月額
支出に係る経費	法人インターネットバンキング利用料	

2 龍ヶ崎市指定金融機関派出窓口取扱業務等委託

経費項目	月額・年額等
派出事務取扱経費	
資金移動・照会パソコンサービス契約料	
資金移動・照会パソコンサービス利用料	
指定金融機関交替時に要する費用	

(注) 1 単価、月額、年額等は、消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載すること。

2 単価、月額、年額等は、企画提案書提出時点の額を参考として記載すること。

年 月 日

所 在 地
商 号
代 表 者 職 氏 名

印

(様式第10号)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

所 在 地
商 号
代 表 者 職 氏 名

印

辞 退 届

龍ヶ崎市指定金融機関の指定に係る公募型プロポーザル方式について、都合により企画提案を辞退します。

(担当)
部署名
氏 名
TEL
FAX
E-mail